議　事　録

令和４年１月３１日（月）午後２時００分から福井市企業局庁舎５階大ホールにおいて１月定例会が開催された。

○議事

１　審議事項

議案番号	議　　案　　名	議決結果
第７１号議案	福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	原案どおり可決
第７２号議案	農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について	〃
第７３号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について	〃
第７４号議案	農地法第３条第１項の許可の申請について	〃
第７５号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	〃
第７６号議案	農地法第５条第１項の許可の申請について	〃
第７７号議案	現況証明について	
第７８号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃

２　報告事項

報告番号	報　　告　　名
第８２号報告	農地法第１８条第６項の規定による解約の通知の確認について
第８３号報告	農地法第３条の３の規定による届出の確認について
第８４号報告	農地法第４条第１項第８号の規定による届出の確認について
第８５号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の取消しの確認について
第８６号報告	農地法第５条第１項第７号の規定による届出の確認について
第８７号報告	非農地通知の発出について
第８８号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る３年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第８９号報告	農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の報告について

３　その他

○出席委員　　２２名

１番	寺 井	重 治	
２番	伊 藤	敏 夫	
３番	伊 藤	義 明	（参与）
４番	前 川	雅 彦	
５番	小 寺	辰 夫	
６番	武 澤	義 明	（会長）
７番	加 藤	良 子	
８番	岩 﨑	眞 次	
９番	宮 浦	啓 二	
10番	前 川	秀 人	
11番	清 水	重 勝	
12番	伊 川	憲 邦	
13番	池 田	敏 雄	（参与）
14番	西 岡	得 雄	
15番	浅 川	健 次	
16番	鈴 木	謹 一	
17番	豊 岡	敏 広	
18番	野 路	直 美	（参与）
19番	清 水	勝 栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣 部	厚	
24番	田 村	洋 子	

○欠席委員　　２名

22番	山 本	清 幸	（会長職務代理者）
23番	吉 田	光 範	

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹　髙　﨑　裕　明

副主幹　南　部　奈　沖

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局　　長　南　京　良　幸

局次長　南　　寿　佳

課長補佐　東　野　尚　樹

主　　幹　松　本　光　司

副主幹　三　木　真　人

副主幹　岸　　美　帆

主　　査　小　林　恵　美

主　　査　岡　本　恵利佳

主　　事　前　田　大　貴

開　会　　午後２時００分

（武澤会長挨拶）

議　長
（６番
武澤会長）

それでは、ただ今から１月の定例会を開催いたします。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第１８条第２項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号２０番衣目川一郎委員、２１番 廣部厚委員、ご両名よろしくお願いします。
それでは、議事に入ります。
第７１号議案「福井農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

農政企画課

（第７１号議案　説明）

議　長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（特に声なし）

議　長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第７１号議案について、異議がない旨回答すること、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがいまして、第７１号議案は原案に対しては異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第７２号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　（第７２号議案　説明）

議　長　ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（特に声なし）

議　長　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第７２号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第７３号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　（第７３号議案　農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画説明）

農政企画課　（第７３号議案　農用地利用配分計画（案）説明）

議　長　ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（特に声なし）

議　長　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第７３号議案について、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがいまして、第７３号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第７４号議案「農地法第３条第１項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　（第７４号議案　説明）

議　長　　ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第７４号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第７５号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　（第７５号議案　説明）

議　長　　ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第７５号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第７６号議案「農地法第５条第１項の許可の申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　（第７６号議案　説明）

議　長　　今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました衣目川委員から報告をお願いします。

２０番
衣目川委員　　第７６号議案に関する現地調査につきましてご報告します。調査日は、１月１８日火曜日、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員２名と

事務局３名の計７名で行いました。調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。
以上でございます。

議　長　ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第７６号議案を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
なお、第７６号については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされること、及び、１番の案件については開発行為許可を条件に許可することとします。
続きまして、第７７号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　（第７７号議案　説明）

議　長　今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました衣目川委員から報告をお願いします。

２０番
衣目川委員　第７７号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は１月１８日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員３名、事務局３名の合計８名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の交付について問題ないと思われます。
以上でございます。

議　長　ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

１５番
浅川委員　２番の案件について、住宅が平成１４年に建築されて以降ということであれば、２０年はまだ経過していないはずである。許可要件に合致するのか。

事務局　２番の案件については、昭和４８年建築の作業所と、平成１４年に建替え

を行った住宅の２軒が建っている。昭和４８年建築の作業所は２０年経過しているので、そちらのほうで許可要件に合致する。

１５番
浅川委員　資料には平成１４年建築とあるが、建替えと言うことはそれ以前にも建物があったということか。以前の建物から継続して２０年経過していることが確認できているのであればそう併記してもらえばよい。

事務局　前の建築物の建築年については資料がありません。

１５番
浅川委員　根拠を調べて、保留にしておいてください。
平成１４年以前にも住宅が建っていたのであれば、先ほど言った通り問題はありません。

事務局　補足します。今回対象となっているのは蓑町１４字３番です。３番の土地についての地目変更ということで、昭和４８年建築の作業所をもって許可要件に該当します。平成１４年建築の住宅については参考までに書いてあるにすぎないということでご理解していただきたい。

１５番
浅川委員　ついでに確認します。もし１，０００㎡の土地に、１㎡だけの建物が建っており２０年経過した場合、１，０００㎡全ての土地が許可条件の中に入るのか。

事務局　あくまで今回は、３番の土地だけです。

１５番
浅川委員　３番の土地には、平成１４年建築の住宅がかかっていますよね。

議　長　私から言うのもおかしいが、今回は、３番の土地だけを現況証明をしたいという願いである。３００㎡、１００坪ほどの土地である。ここに関しては、４８年建築の作業所と一体的に利用されている、という事務局の判断だと思われる。

事務局　３番の周辺の土地について、２番については昭和４５年に転用許可が出ている。４１・４２番についても平成１２年に転用の許可を受けている。３番だけ許可申請をしていなかったという状況であり、今回現況証明をしたいという状況になっている。

１５番
浅川委員　ということは、そこに以前から建物があったという証左ですね。そういう判断だということですね。

事務局　そういう認識です。

議　長	ご理解いただけましたか。
１５番 浅川委員	はい。
議　長	他にございませんか。
７番 加藤委員	先ほど浅川委員も発言していたが、３番の土地が３００㎡あったとしたら、作業所の面積はそれに比べて過少に思える。どんなに狭くとも、建物が建っており２０年経過していれば、３００㎡全てについて地目変更を認めるのか。
事務局	今回３００㎡のうち小さい作業所が建っているが、３００㎡全てについて、２０年以上宅地として一体的に利用していたという認識である。
事務局	３番に作業所が建っていて、その３番すべてが対象となる。
７番 加藤委員	極端なことを言うと、１，０００㎡のうち１０㎡の建物があれば、１，０００㎡すべてが対象になるのか。
事務局	一体として利用していることが必要。１，０００㎡のうち１００㎡しか一体利用していないということであれば、１００㎡だけ対象となる。
７番 加藤委員	その場合、その１００㎡のみ分筆して現況証明するということか。
事務局	そうです。
７番 加藤委員	では今回も分筆するということか。
事務局	いや、今回についてはすべてを一体利用しているという判断である。
７番 加藤委員	作業所の面積がこんなに小さいのに、３００㎡全てを利用していたというのは違和感がある。それともこの図がおかしいだけなのか。
議　長	これは図の書き方が悪いですね。写真を見る通り、誰が見ても一体利用の範囲と判断できるものと考えます。
７番 加藤委員	図が悪いんですね。

議　長　　車を入れたり、外で荷をさばいたり、必要となる部分は一体利用と言えるでしょう。小屋を有効に使うために一体的に利用しているということである。
事務局はもう少しわかりやすい説明に心掛けてください。

議　長　　他にはございませんか。

（特に声なし）

議　長　　他にはないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第７７号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　　ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので、それでは続きまして、第７８号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　（第７８号議案　説明）

議　長　　今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を衣目川委員から報告をお願いします。

２０番
衣目川委員　　報告の前に、申し上げたい。第７７号議案について、私は現地調査も行い、現況証明の交付について問題なしと報告した。その中で、先ほどのような質問が出るというのは、現地調査で何を見てきたのかと言われているようなものである。事務局、そうではないか。
「問題なし」と報告し、このような質問をされるのでは、現地調査をした自分たちが馬鹿みたいである。このようになるのであればもう報告はしたくない。
こんな質問をされるなら、「問題なし」と報告するのは、質問が終わった後にしたほうがよいのではないか。この点事務局と議長には回答をお願いしたい。

議　長　　蓑町の案件ですが、ここに書いてある平成１４年建築の建物は、確かに２

０年経過していません。しかし例の３番以外の、周りの土地は、転用の許可を得ており、３番だけ忘れられていた状態である。そういったことを、事務局はもっとわかりやすく説明すべきである。その点反省していただきたい。

７番
加藤委員

先ほどの質問の件だが、自身の経験が浅く、不思議に思えたため教えてほしいと思っただけである。衣目川委員に対して思うところがあったわけではない。

２０番
衣目川委員

加藤委員の質問も、浅川委員の質問も、悪いものとは思っていない。議長も言ったが、質問に対し、事務局がしっかり説明をすべきである。事務局は今後しっかりして下さい。

それでは第７８号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は１月１８日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員２名、事務局３名の合計７名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。

また、現況及び周辺農地への影響から判断し、当該案件について、照会に対して、「原状回復命令を行わない」と回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議　長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第７８号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、照会に対し原状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第８２号報告ないし第８９号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

（第８２号報告ないし第８９号報告　説明）

議　長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（特に声なし）

議　長　　特にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局　　（今後の日程説明）

議　長　　本日の審議内容の総括を、山本 会長職務代理者が欠席ですので、伊藤参与よりお願いします。

１５番
浅川委員　　その前に、ひとつお願いがあります。先ほどの第７７号議案について、この資料は公文書にあたると思いますので、平成１４年建築の建物のところは削除して頂きたい。私と同じ疑問を抱く方がでてくると思うので。それで公文書にしてください。以上です。

議　長　　事務局わかりましたか。

事務局　　はい。

議　長　　では伊藤参与、お願いします。

３番
伊藤参与　　本日の定例会は第７１号議案から第７８号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第８２号報告から第８９号報告まで全て確認をさせていただきました。先ほど第７７号議案について色々ございましたが、事務局と吟味してやっていきますので、よろしくお願いしたいと思います。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議　長　　これをもちまして、１月の定例会を閉会いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会　　午後３時２０分